

整備行為費用等申告書

年 月 日

(申告先)
横浜市 長

(申請者) ※協議申請者に限る
住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

狭あい道路拡幅整備に係る整備行為に要した費用等について、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号。以下「施行規則」という。）第 16 条第 3 項（横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年 7 月横浜市規則第 66 号）の経過措置が適用される場合は改正前の施行規則第 16 条第 5 項）の規定により、次のとおり申告します。

申請地の所在及び地番	横浜市 区
整備行為に要した費用を含む 支払額の合計	円
奨励金の対象となる電柱の移設	<input type="checkbox"/> あり（ 本） <input type="checkbox"/> なし

(注意) この申告書に必要書類を添付して提出してください。

(整備促進助成金交付決定額について)

整備促進助成金交付決定額は、施行規則第 15 条第 1 項に基づき算出した額の範囲内で整備行為に要した費用等の額（後退用地等の舗装、整備支障物件の除去若しくは移設又は擁壁の除去若しくは築造に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあつては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。）です。

(A 4)